

修学資金貸付申請書

年 月 日

群馬県社会福祉協議会会長 あて

養成施設名

学科・課程

学 年

第

学年

ふりがな

氏 名

印

年

月

日生

男・女

次のとおり介護福祉士修学資金の貸付けを受けたいので申請します。

貸付区分 (金額)	介護福祉士修学資金 (※介護福祉士養成施設在学者)	月額	円	
		（うち生活保護加算分	円)	
		箇月分	円	
		入学準備金（第1学年度時加算額	円)	
		就職準備金（卒業年度加算額	円)	
		国家試験受験対策費用（卒業年度及びその前年度加算額	円)	
		申請額	円	
貸付期間	介護福祉士実務者研修受講資金 (※実務者養成施設在学者)	授業料相当額	円	
		テキスト代等	円	
		申請額	円	
住所	〒 (電話(自宅) ) (携帯 )			
入学年月	年 月	卒業又は国家試験 受験予定年月※1	年 月	
他の公的な助成・貸付制度※2の利用状況	他の制度を 受けている ・ 受けていない 受けている場合 名称 金額 借受期間 現在の状況 借受中 返済中 猶予(据置)中 その他 ( )			

※1 介護福祉士修学資金の貸付けを受ける者は卒業予定年月、介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを受ける者は国家試験受験予定年月を記載してください。

※2 他の制度とは、離職者訓練による介護福祉士訓練、生活福祉資金における修学資金、母子及び寡婦福祉資金における修学資金、(独)日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」などが該当します。高等教育の修学支援制度(日本学生支援機構給付型奨学金+養成校における授業料等減免)の対象者は必ずそちらを優先利用してください。

(裏面)

○連帯保証人予定者（要領9の（1）関係：個人保証の場合）※1			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日生
本人との関係			
住所	〒		
電話（自宅）		携帯電話	
職業			
勤務先	所在地		
	名称		
直近の年間所得額	万円		
同資金での連帯保証合計※2	合計	人	万円
○連帯保証人予定者（要領9の（2）関係：法人保証の場合）			
ふりがな			
法人名			
法人所在地	〒		
電話			
法人代表者		役職	
本人との関係			
本申請についての問い合わせ先	（部署名等）（電話） （住所）〒 （担当者氏名）		
前年度当期純利益	円	前年度課税所得	円
同資金での連帯保証合計※2	合計	人	万円

※1 要領9の（3）に基づき、別途連帯保証人を立てる場合には、参考様式を作成の上、申請書に添えて提出してください。

※2 個人保証及び法人保証ともに、同資金で連帯保証を行っている修学生の人数及び保証金額の合計を記載してください（他の都道府県での保証を含め、過年度分から今回申請までの記載すること）。

○添付書類

- 1 身上調書
- 2 住民票
- 3 推薦調書
- 4 自己推薦書
- 5 離職したことを証する書類（介護福祉士養成施設の入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものが申請する場合に限る。）
- 6 誓約書（日本国籍の学生が申請する場合）
- 7 在留カードの写し（外国人留学生在が申請する場合に限る。）
- 8 連帯保証人については、次に掲げる書類を添付すること。

【個人保証の場合】

（1）住民票 （2）直近の年額所得額が確認できる書類（市町村長が発行する所得証明書等）

ただし、連帯保証人が法定代理人で、希望調査時に提出している場合には省略することができる。

【法人保証の場合】

（1）登記事項証明書 （2）個人の保証人となることについて、法人の事業として位置づけを行ったことがわかる書類（定款又は寄付行為の写し ※法人が原本証明をしたもの） （3）前年度から2か年の決算書

(参考様式)

※この様式は、要領9の(3)に基づき別途連帯保証人を立てる場合に作成してください。

○連帯保証人予定者(要領9の(1)関係:個人保証の場合)		
※申請者が未成年者かつ連帯保証人である法定代理人とは別に連帯保証人を立てる場合に、当該連帯保証人について記入してください。		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
本人との関係		
住所	〒	
電話(自宅)	携帯電話	
職業		
勤務先	所在地	
	名称	
直近の年間所得額	万円	
同資金での連帯保証合計※2	合計 人	万円

※同資金で連帯保証を行っている修学生の人数及び保証金額の合計を記載してください(他の都道府県での保証を含め、過年度分から今回申請までの記載すること)。

○添付書類

次に掲げる書類を添付すること。

(1)住民票 (2)直近の年額所得額が確認できる書類(市町村長が発行する所得証明書等)

ただし、連帯保証人が法定代理人で、希望調査時に提出している場合には省略することができる。